

# TCIガレージ会員利用規約

本規約は、株式会社つくば研究支援センター（以下「当社」という。）が、TCIガレージにおいて提供するサービス（以下「本サービス」という。）に関して、その利用条件を定めるものである。

（目的）

**第1条** 試作加工のための作業スペースと試作加工用機器を提供し、製品開発等を支援することで、企業の成長を促進することを目的とする。

（会員）

**第2条** 本サービスを利用できる者をTCIガレージ会員（以下「会員」という。）という。

2 会員となるものは、つくば研究支援センター入居者、つくば創業プラザ利用者、及びTCIコワーキング会員、その他当社が特に認めたものとする。

3 会員になろうとする者は、当社が指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、入会及び本サービスの利用を申込み、当社の承認を受けるものとする。承認の場合、当社は会員に利用承認書を交付するものとする。

4 当社は、前項の申込について審査を行い、不相当と判断するものを不承認とすることができるものとする。なお、不承認となった場合は、その理由について開示しないものとする。

（サービスの種類と内容、利用料金等）

**第3条** 会員は、次のサービスを利用できるものとする。

サービス名	サービスの内容	利用料金 (税別)
基本利用	作業台及び試作加工機器の利用、ロッカー1箇所利用	10,000円/月
短期利用	作業台及び試作加工機器の利用、	3,000円/日
オプションA 占有利用	1㎡占有利用 (基本利用者のみ対象)	5,000円/月

2 会員が、同時に本サービスを利用できるのは次の人数とする。

(1)コワーキング会員の場合

1人利用の場合は1人、2人利用の場合は2人。

(2)つくば研究支援センターシェアードオフィス利用者の場合

3㎡利用者の場合は1人、6㎡利用者の場合は2人。

(3)つくば研究支援センター事務室・研究室（シェアードオフィスを除く）及びつくば創業プラザ利用者の場合

5人。

3 当社及び会員は、本サービスの利用が賃貸借に該当しないことを確認し、いかなる場合も会員に賃借権が発生しないことはもとより、借地借家法の適用を受けるものではないことを確認する。

（利用期間）

**第4条** 会員資格及び基本利用の利用期間は1年とする。ただし、会員がつくば研究支援センター入居者、創業プラザ利用者、TCIコワーキング会員のいずれにも該当しなくなった場合、会員資格及び利用期間は終了する。

2 当社及び会員のいずれからも更新をしない旨の意思表示がない場合は、会員資格及び本サービスの利用期間は1年延長するものとし、以後も同様とする。

（利用期間の変更）

**第5条** 会員が基本利用の利用承認期間の途中で本サービスの利用を中止する場合、利用を中止する月の前月10日までに書面により申し出なくてはならない。サービスの利用を中止する場合でも、会員の希望により会員資格は継続することができるものとする。

（利用料金の支払）

**第6条** 会員は、当社が交付した利用承認書に記載された金額を記載された期日までに当社の指定する方法で支払うものとする。

2 利用開始日及び終了日が月の途中の場合でも日割り計算を行わず、会員は1ヵ月分の利用料金を支払うものとする。

（利用料金の変更）

**第7条** 税法の改正により消費税等の税率が変動したときは、入会金及び利用料金の消費税等の額は変動後の税率により計算する。

（禁止事項）

**第8条** 会員は、次の各号に掲げることはできないものとする。

- (1) 承認申請書に虚偽の記載をすること。
- (2) 利用承認書に書かれた承認事項以外の行為をすること。
- (3) 会員資格や利用承認内容の全部若しくはその一部を第三者に転貸し、または第三者に利用させること。
- (4) 危険物・動物等、当社が不相当と認めるものを持ち込むこと。
- (5) 指定された場所以外に私物を放置すること。
- (6) TCIガレージ及び当社の共用スペースを宿泊の用に供し、またはこれに類似する行為をすること。
- (7) TCIガレージを含む当社の施設において、法令または公序良俗に反するとみられる行為及び当社の信用を失墜させる虞のある行為、近隣に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
- (8) TCIガレージの施設及び機器を量産目的で利用すること。
- (9) 機器を長時間にわたり独占的に利用し、他の会員の利用を妨げること。

（会員の責務）

**第9条** 会員は、TCIガレージの施設及び機器の利用にあたって、安全には十分注意するものとし、すべて自己の責任において利用する。

2 会員は使用前に施設及び機器を点検し、故障または修理の必要が生ずるおそれのあるときは使用を中止し、速やかに当社に通知しなければならない。

3 会員の故意または過失に基づく事由により、施設及び機器に修理の必要が生じた場合、会員がその費用を負担する。

（損害賠償）

**第10条** 会員の故意または過失によって当社または第三者に損害を与えた場合、会員が一切これを賠償しなければならない。

（免責）

**第11条** 天災地変・火災等の災害、電気等の故障、盗難などにより発生した損害について、当社は、重大な過失がない限り会員に対し賠償の責を負わない。

2 TCIガレージに設置した機器の使用により発生した事故に対して、当社は、重大な過失がない限り会員に対し賠償の責を負わない。

3 当社が必要と判断した場合、本サービスを中断または終了することができるものとし、これにより発生した損害について当社は会員に対し賠償の責を負わない。ただしサービスを終了または1ヵ月以上連続で中断する場合、サービスを提供しないこととなった月の料金を返金するものとする。

（会員資格・利用承認の取消）

**第12条** 会員が次の各号の一に該当し、当社の期限を定めた催告に応じない場合、当社は会員の会員資格及び利用承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 会員が利用料を期限までに支払わないとき。
- (2) 会員が利用承認書記載の目的以外に本サービスを利用したとき。
- (3) 会員が第8条の規定に違反したとき。
- (4) 会員が仮差押、差押、仮処分、強制執行、民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算開始の申立、解散決議等の宣告があったとき。
- (5) その他、会員として相応しくないと当社が判断したとき。

（利用の終了）

**第13条** 利用承認期間の終了または承認の取消があったとき、会員は速やかに施設の利用を中止し、鍵を返却しなければならない。

（通知事項）

**第14条** 会員は、利用承認書の記載事項（住所、代表者、商号等）に変更がある場合は、事前に書面にて通知するものとする。

（裁判管轄の合意）

**第15条** 本規約に関し、当社・会員間に紛争が生じたときは当社の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（規定外事項）

**第16条** 本規約に定めのない事項ならびに規約の条項の解釈に疑義が生じたときは、当社・会員双方誠意をもって協議決定するものとする。